

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月10日

新潟市選挙管理委員会

委員長 川島 勝

新潟市選挙管理委員会訓令第2号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（昭和53年新潟市選挙管理委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 木戸コミュニティセンターの項を次のように改める。

木戸コミュニティセンター	新潟市東区中山4丁目2番6号	集会室	103.90
		洋室1及び2	101.60
		和室1及び2	92.60

附 則

この規程は、平成28年3月10日から施行する。